

令和02年04月20日	
連絡先	
観光局	
観光政策課	
担当者	横山、羽田
電話	059-224-2077
ファクス	059-224-2801
e-mail	kanko@pref.mie.lg.jp

新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる宿泊予約延期協力金について

1 趣旨

GW期間中の宿泊予約者に予約の延期を依頼するなど、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に協力いただく宿泊事業者に対して協力金を交付します。

2 対象事業者

4月25日(土)から5月6日(祝・水)までの間の宿泊予約者に対して施設の営業休止・営業規模の縮小などの理由で、宿泊予約の延期やキャンセルを行った旅館・ホテル等の宿泊事業者

3 対象要件

- ・4月25日(土)から5月6日(祝・水)中に宿泊される予定のお客様へ予約の先延ばしなど宿泊日変更の調整を行っていただくこと
(営業休止や営業規模の縮小などの理由でキャンセルを行った場合も含む)
- ・4月25日以前に開業しており、営業の実態がある事業者であること

4 支給額

GWからの予約の先延ばしまたはキャンセルした件数：1人泊あたり6千円
(1施設あたり12万円を上限とする)

5 協力金相談窓口の開設

三重県雇用経済部観光局内に設置

電話番号：059-224-2520(※4月21日(火) 9時から開設)

受付時間：9時から17時(土曜日、日曜日、祝日を含む毎日。5/6以降は平日のみ)

開設期間：5月22日(金)まで

6 その他

- ・協力をいただいた事業者については施設名(屋号)を三重県HPで掲載します。
- ・この協力金は令和2年4月補正予算が県議会で可決された場合に実施します。
- ・申請手続き等詳細については、4月27日(月)公表します。(※4月23日更新)
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのお願いであるため、各宿泊施設における旅館業法第5条の遵守を妨げるものではありません。